

## 網走市観光動画制作事業に係るプロポーザル実施要領

網走市観光動画制作事業の内容並びに同業務に係るプロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

現在のインバウンド向けプロモーション動画は制作から年月が経過し、画質や内容が最新のトレンドに合っていない。また、国内向けプロモーション動画は、1分程度の縦型ショート動画であるため、海外の旅行博等で活用するには不十分な状況にある。

そのため、ドローンや高画質機材を用いて観光資源を撮影し、最新のトレンドに合った海外向けの「訴求力の高い新たな映像コンテンツ」を制作し、海外の旅行博等で発信することで、本市の認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。

### 第2 業務概要

- 1 業務名 網走市観光動画制作事業
- 2 業務内容 基本仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 見積価格上限額等

この業務に係る見積価格上限額は9,837,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、見積価格上限額の範囲内とすること

### 第3 担当部署

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地  
網走市観光商工部観光課広域観光推進係（4階）  
電話 0152-67-6707  
FAX 0152-43-5404  
e-mail zusr-kk-kanko-koiki@city.abashiri.hokkaido.jp

### 第4 参加資格

- 1 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。
  - (1) 網走市建設工事、測量、建設コンサルタント等業務及び網走市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の登録者または下記書類により参加資格要件を審査し、参加資格を有すると判断できる者。
    - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
    - イ 個人にあつては、破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
    - ウ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び網走市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
    - エ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び網走市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
  - (2) 網走市建設工事業務委託請負業者資格審査及び指名基準に関する要綱別表第3及び物品の調達等に係る指名停止等措置要項に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (5) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年網走市条例第2号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6) 過去5年以内に類似業務受託実績を有していること。

## 第5 参加申込手続

### 1 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（第5号様式）
- イ 会社概要関係書類（任意様式）
- ウ 直近3カ年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書（任意様式）
- エ 参加資格証明書類
- オ 過去5年以内の類似業務受託実績（任意様式）

(2) 提出期限 令和8年6月1日（月）午後5時00分（必着）

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参、郵送もしくは電子メールによること。

### 2 参加資格の審査等

#### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年6月4日（木）までに次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書（第6号様式）を通知する。

併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨。

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨。

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年6月10日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送もしくは電子メールによること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年6月17日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

#### (1) 企画内容

ア 制作する動画の観光素材の選定例や選定根拠を説明すること。

イ 制作する動画のコンセプト、展開イメージ等について、動画や静止画、絵コンテなどを用いて具体的に説明すること。

ウ 撮影、編集、合成、表示、音楽などの映像技術について具体的に説明すること。

エ 海外観光客誘客促進に繋がるための工夫等について説明すること。

オ 実施スケジュールについて説明すること。

カ 撮影許可申請、肖像権及び音楽著作権等の権利処理について説明すること。

#### (2) 事業経費

- ア 事業に係る経費の内訳をできるだけ詳細に説明すること。
- (3) 実施体制
  - ア 会社概要、人員配置および実施体制などを説明すること。
  - イ 業務の一部を外注する場合は、その内容も含めて説明すること。
- (4) 業務実績
  - ア 官公庁または民間等の過去の類似受注実績を説明し、その受注内容や成果等がわかる資料を添付すること。
- 2 企画提案書の書式
  - 企画提案の提出は任意様式とし、日本工業規格A 4（一部A 3版資料折込使用可）サイズでの提出とすること。
- 3 記入上の注意事項
  - 企画提案者が特定される可能性のある会社名や代表者名等については説明しないこと。
- 4 提出方法等
  - (1) 提出期限 令和8年6月15日（月）午後5時00分
  - (2) 提出場所 第3に同じ
  - (3) 提出方法 持参もしくは郵送によるものとし、郵送による場合は提出期限の消印のものまで受理するものとする。
  - (4) 提出部数 9部（紙媒体）
- 5 企画提案書等の著作権等の取扱い
  - (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属する。
  - (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする

## 第7 質疑応答等

- (1) 企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。
  - ア 提出書類 質疑応答書（第7号様式）
  - イ 提出期間 令和8年6月10日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで（必着）
  - ウ 提出場所 第3に同じ
  - エ 提出方法 電話連絡の上、持参、郵送もしくは電子メールにより提出すること
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加申込書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 選定方法及び評価基準

- 1 選定委員会の設置
  - 企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、網走市観光動画制作事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- 2 プレゼンテーション等の実施
  - 選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーショ

ン及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分以内、質疑20分以内の計40分以内とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。

エ 大型モニター（75インチ）は、網走市観光商工部観光課が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第6で示した、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。

3 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 事業者に関する項目（配点20）

(2) 提案内容に関する項目（配点60）

(3) 事業実施体制に関する項目（配点10）

(4) 見積価格に関する項目（配点10）

4 契約候補者の特定

選定委員会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を契約候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員長が選定委員会に諮り、協議により契約候補者を特定するものとする。

5 評価最低基準

各委員の評価点の合計得点が満点の6割を超えない場合は、契約候補者として選定しない。このとき、審査対象者が1社の場合でも、合計得点が満点の6割を超える場合は契約候補者として選定する。

6 審査結果の通知

(1) 契約候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次に掲げる事項を記載した企画提案審査結果通知書（第8号様式）を送付するものとする。

ア 評価項目ごとの点数

イ 順位

ウ 契約候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 契約候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 契約候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から5日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送もしくは電子メールによること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年7月3日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

7 審査結果の公表

契約候補者を特定したときは、次の事項を網走市ホームページ等により公表するものとする。

(1) 契約候補者名

(2) 契約候補者以外の提案者名

- (3) 総合点数及び審査項目ごとの合計点数
  - ※契約候補者及び提案者全てについて公表を行う。
  - ※委員ごとの採点は、委員名を記号表記とし、外部委員はその旨表記する。
- (4) 審査委員氏名・所属
- (5) その他必要な事項

#### 第10 契約に関する基本事項

- 1 契約の締結
 

契約予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。
- 2 契約保証金
 

免除する。
- 3 契約書作成の要否
 

要する。
- 4 支払条件
 

後払いとする。

#### 第11 その他

- 1 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された書類は、返還しない。
- 3 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 4 再委託の禁止
 

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。
- 5 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

#### 第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加申込書の提出	令和8年5月12日（火）から令和8年6月1日（月）まで
参加資格審査結果通知及び企画提案書提出依頼	令和8年6月4日（木）
質疑応答書の受付	令和8年5月12日（火）から令和8年6月10日（水）まで なお、質問の回答は随時行う
企画提案書の提出	企画提案書提出依頼日から令和8年6月15日（月）まで
プレゼンテーション等	令和8年6月22日（月）予定 ※企画提案書提出依頼と併せて通知
企画提案審査結果の通知	令和8年6月25日（木）予定
契約締結	令和8年6月30日（火）予定